

令和3年度 第1回

# 随時監査結果報告書

(補助監査)

室戸市監査委員



3室監第49号  
令和3年10月21日

様

室戸市監査委員 谷口 稀稔  
室戸市監査委員 濱口 太作

随時監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定により、随時監査を実施した  
ので、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の期間	1
第 3	監査の方法	1
第 4	補助金等の名称、補助額、補助目的及び支出根拠	1
第 5	監査の結果	2
	・室戸市エコリサイクル活動交付金（市民課）	
第 6	むすび	3

## 第1 監査の対象

令和2年度から令和3年度において、市が財政援助を行った「室戸市エコリサイクル活動交付金」について、監査を実施した。

## 第2 監査の期間

令和3年10月4日 ～ 令和3年10月8日まで

## 第3 監査の方法

令和2年度から令和3年度に交付した補助金等について、担当課より資料の提出を求めるとともに出納関係書類の提出を願い、担当課及び関係団体より事情を聴取し、次の項目を着眼点として、令和2年度を主に監査を実施した。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (2) 補助金等の額の算出の根拠は明確か。
- (3) 補助金等の効果。

## 第4 補助金等の名称、補助額、補助目的及び支出根拠

補助金等の名称	交付額	目的	支出根拠	担当課
室戸市エコリサイクル活動交付金	令和2年度 4,000,000円	室戸市におけるごみの減量化、資源化を推進し、環境負荷の軽減を図るため、自主的に活動を行っている団体等に対して、その活動を促進し、ごみの減量化、生活環境の保全を図る。	室戸市エコリサイクル活動交付金交付要綱	市民課

## 第5 監査の結果

令和2年度における財政的援助にかかる出納その他の事務執行について監査した結果は次のとおりである。

### 〈市民課〉

- ・室戸市エコリサイクル活動交付金

(1) 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。

ごみの減量化、資源化を推進し、環境負荷の軽減を図るため、自主的に活動を行っている下記9団体に対して交付している。

〔対象団体〕

- ①羽根地区常会長会      ②吉良川町連合常会長会      ③元連合常会
- ④室戸地区常会長会      ⑤室戸岬町町内会長会      ⑥高岡常会
- ⑦三津常会                  ⑧椎名常会                          ⑨佐喜浜地区常会長会

〔事業内容〕

- ①ゴミステーションの管理及びごみ分別指導推進に関する事業
- ②資源リサイクルのための指導及び啓発に関する事業
- ③市が実施する資源リサイクル推進事業への協力に関する事業
- ④前3号に掲げるもののほか、資源リサイクルの推進に関し必要な事業となっている。

(2) 補助金等の額の算定、根拠は明確か。

補助金等の額の算定方法は、予算額（交付金の総額）400万円を

- ①回収量割…交付金の総額の1/2の額に、交付金の対象となる市内の総回収量に占める当該地区における回収量の割合を乗じて得た額
- ②世帯数割…交付金の総額の1/2の額に、市内の全世帯数に占める当該地区の世帯数の割合を乗じて得た額

の合計額（10円未満切捨）であり、表2（次頁）により確定した金額をそれぞれの対象団体に交付している。

表1 資源ごみ回集量（平成31年2月～令和2年1月）及び世帯数（令和2年4月1日） （ごみ：kg）

地区名	羽根	吉良川	元	室戸	室戸岬	高岡	三津	椎名	佐喜浜	計
資源ごみ	71,710	79,530	45,895	159,925	73,651	8,910	17,102	14,587	59,450	530,760
世帯数	970	1,058	650	2,265	1,025	124	238	203	759	7,292

表2 交付額（4,000,000円） （単位：円）

地区名	羽根	吉良川	元	室戸	室戸岬	高岡	三津	椎名	佐喜浜	計
金額	536,260	589,860	351,220	1,223,850	558,660	67,590	129,720	110,650	432,190	4,000,000

$$\text{①回収量割} = 2,000,000\text{円} \times \text{地区回収量} / 530,760\text{kg}$$

$$\text{②世帯数割} = 2,000,000\text{円} \times \text{地区世帯数} / 7,292\text{世帯}$$

### (3) 補助金等の効果

室戸市内の資源ごみは各常会等により分別され、資源リサイクルの推進に大きく定着しているところである。

資源ごみの回集量は、

平成30年2月～平成31年1月 540,501kg

平成31年2月～令和2年1月 530,760kg

となっており、回収する資源が安定的に買い取られることで、紙類（新聞・雑誌・ダンボール）は再生紙の原料に、繊維類（古着・古布）は再使用されるなど、ごみの減量及び再資源化より環境負荷の軽減が図られている。

## 第6 むすび

室戸市エコリサイクル活動交付金については、以前は補助金として交付していたものであるが、平成20年4月1日から交付金に変更して現在に至っている。

要綱については、補助金交付要綱を交付金交付要綱に変更しただけであり、内容や様式についても補助金の時とほとんど同じである。

また、令和2年度の交付内容についてみると、申請団体間で実施期間が違っていたり、交付申請の提出日が要綱の定める提出日と違っているなどの内容が見られる。

本来、補助金と交付金は性質的にも違うものであり、補助金の交付手続きを交付金の交付手続きにそのまま適用するのは無理がある。

要綱の内容についても、平成20年当時とは事情が変わっているものもあり、要綱の内容や手続きについて、全体的に見直しが必要と思われる。



